



質問 1

平成28年度税制改正で創設された医療費控除について教えてください。

回答 健康づくりのための新しい医療費控除創設
セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除

(1) 制度創設の趣旨と背景

国民が自発的に適切な健康の維持増進や疾病予防に取り組むことによって、健康寿命を延ばし、その結果として、国の負担する医療費の削減を図ることを目的として、従来の医療費控除との選択適用で新しい医療費控除の特例《スイッチOTC薬控除制度》が創設されました。現行の医療費控除制度でも、治療や療養に必要な市販薬を年10万円を超えて購入すれば、その超える部分については、医療費控除の対象になりますが、今年創設されるスイッチOTC薬控除制度は、購入対象が「スイッチOTC医薬品」に限られています。厚生労働省は、症状が重くなる前に市販薬を服用し、人々の健康管理の意識を高め、限りなく増大する医療費への抑制につなげる思惑があります。

(2) 制度の内容

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持推進および疾病の予防への取り組みとして「一定の取組」を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族にかかる一定の「スイッチOTC医薬品」の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金・損害賠償金、その他これらに類するもので補填される部分の金額を除きます）の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除されます。

※「スイッチOTC医薬品」・・・OTC医薬品とは、医師の処方箋がなくても薬局や薬屋で手軽に買える一般医薬品のことを指しています。また、「スイッチOTC医薬品」とは、医療用の処方箋薬から市販用に転用（スイッチ）されたOTC医薬品のことを指しています。

※「一定の取組」・・・次に掲げる検診等または予防接種で、医師の関与があるものに限定されています。

①	特定健康診査（いわゆる「メタボ健診」）
②	予防接種
③	定期健康診断（事業主健診）
④	健康診査
⑤	がん検診

※「スイッチOTC薬控除」と「医薬品控除」の比較

項目	スイッチOTC薬控除	医療費控除
控除対象者	健康管理や疾病予防に取り組む自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族	自己または生計を一にする配偶者、その他の親族
控除対象医療費	スイッチOTC薬品	医療費
控除限度額	8万8千円	200万円